

標識

平成 23 年 12 月 27 日、建設業法施行規則等が一部改正 (公布・施行) され、工事現場に掲げる標識のサイズが縮小されました。→ 別紙を参照してください。

※今回の改正は、縦・横の長さの「下限」が小さくなっただけですので、現行の標識を取替える必要はありません。念のため申し添えます。

解体工事業に係る登録に関する省令第 8 条 (標識の掲示)

解体工事業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
技術管理者の氏名	

25 cm以上

→ 35 cm以上 →

備 考 技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

建設業法施行規則第 25 条

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資 格 名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許 可 を 受 け た 建 設 業	
許 可 番 号	国土交通大臣 許可 () 第 号 知事
許 可 年 月 日	

25 cm以上

← 35 cm以上 →

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣

知事」については不要のものを消すこと。

平成23年12月27日

国土交通省

土地・建設産業局

建設業法施行規則等の一部を改正する省令について

1. 背景

建設業者等が建設工事の現場等に掲げることとなっている標識について、規制改革要望等を踏まえ、小規模工事においても掲示が容易となるよう、その大きさを縮小することとしました。

2. 概要

- ① 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)別記様式第29号を改正し、建設業者が建設工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを現行の「縦40cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとしました。
- ② 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令(昭和60年建設省令第6号)別記様式第8号及び別記様式第9号を改正し、浄化槽工事業者(浄化槽法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされるものを含む。)が営業所及び浄化槽工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを現行の「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとしました。
- ③ 解体工事業に係る登録等に関する省令(平成13年国土交通省令第92号)別記様式第7号を改正し、解体工事業者が営業所及び解体工事の現場に掲げることとされている標識の大きさを現行の「縦35cm以上×横40cm以上」から「縦25cm以上×横35cm以上」に改めることとしました。

3. スケジュール

公布・施行 12月27日(火)

【問い合わせ先】

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 企画専門官 佐藤
法規係 井上、徳増

連絡先 24756(内線) 03-5253-8111(代表) 03-5253-8277(直通)